

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	飯塚市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯塚市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年6月28日

項目一覧

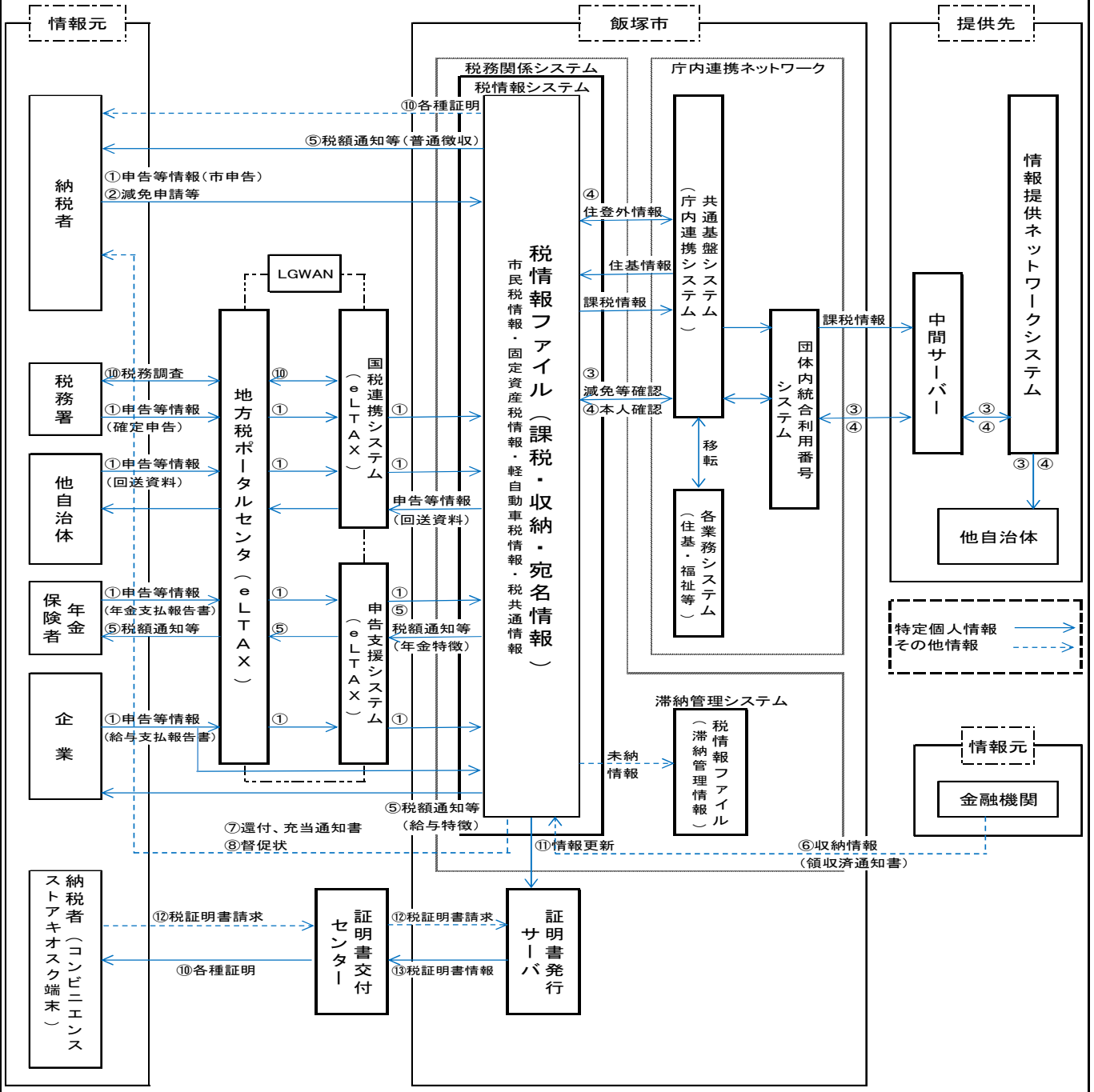
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	申告支援システム								
②システムの機能	<p>確定申告及び住民税申告の申告受付の入力支援するものであり、各種課税資料や扶養情報等の管理も行い、個人住民税の当初課税前準備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 申告受付入力支援、申告書及び申告データの作成 給与支払報告書、年金支払報告書等の課税資料管理、及び申告データと課税資料の合算データ作成 扶養データ等管理 上記合算データ及び扶養データの税情報システムへの連携 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム3									
①システムの名称	国税連携システム								
②システムの機能	<p>国税庁と地方公共団体間において、所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ等を連携する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 国税庁から配信された連携データの受信 基幹システムへの連携用ファイルの変換作成 他地方公共団体への課税資料送信、及び扶養是正情報を国税庁へ送信する団体間回送機能 団体情報、及び利用者情報等の登録・更新機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム4									
①システムの名称	eLTAXシステム								
②システムの機能	<p>一般社団法人地方税電子化協議会を運営主体とする地方税の申告や手続等を電子的に実施する基盤であり、電子申告システムと年金特徴システムに大別される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電子申告システム <ol style="list-style-type: none"> 利用申請・届出データの審査及び管理 申告データ(給与支払報告書、法人税申告、償却資産申告)の審査及び管理 申告データと基幹システムとの連携用ファイル作成 特別徴収税額通知データの連携 年金特徴システム <ol style="list-style-type: none"> 年金保険者からの公的年金支払報告書の審査及び管理 年金保険者と市区町村間での、個人住民税の年金特徴における連携 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム5	
①システムの名称	滞納管理システム(THINK TAX)
②システムの機能	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、市税等の徴収、滞納管理に関する電算処理を行う。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 滞納者の抽出、一覧表示。 2. 抽出された滞納者に関する調査、催告及び滞納処分等に係る文書の作成。 3. 2の結果や滞納者との折衝記録を「経過記録」等として整理保管。 4. 差押や債務承認等による時効中断事由の管理と、それによって変動する消滅時効の管理。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	MICJET番号連携サーバ(団体内統合利用番号システム)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。 3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。 4. 符号要求機能 処理通番の要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する。
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
税情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資するほか、事務の効率化が図る上で、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手する際に必要となる。	
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・番号制度の導入により、住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができ、より正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能となる。 ・紙媒体での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や障害者減免の適用のため障害者手帳の提示を求めている事務等について、事務負担の削減が可能となる。 ・住民が、社会保障分野の手続きで求めている所得額証明書等の添付書類の提出を省略することができる。 	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条(利用範囲)、別表第一第16の項	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	行政経営部税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
8. 他の評価実施機関		

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 納税者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。
- ② 納税者からの情報により、控除、減免等の確認を行う。
- ③ ②について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条(別表第二)に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。
- ④ 必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。
- ⑤ ①～④により決定した賦課内容を納税者や年金保険者、企業へ通知する。
- ⑥ 納税者の納付(納入)情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。
- ⑦ 過納付や誤納付があった場合は、還付、充当の通知を納税者へ行う。
- ⑧ 納期限までに完納しない場合は、納税者に対して督促状を発送する。
- ⑨ 督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。
- ⑩ 納税者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。
- ⑪ 証明コンビニ交付に必要な情報を更新する。
- ⑫ 証明書交付センター経由で、納税者より税証明書の交付請求を受ける。
- ⑬ 証明書交付センターに対して、税証明書の情報を送信する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等
その必要性	市税の公平・公正な賦課徴収業務を行うために、必要な範囲の特定個人情報を保有するもの。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (消滅時効の中断事由、滞納者等との折衝、滞納処分等の記録)
その妥当性	<p>◎識別情報:対象者を特定するために記録 ◎4情報、連絡先等、その他住民票関係情報:扶養情報の特定、及び本人への通知等の送付先として必要なために記録 ◎連絡先情報:本人への通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 ・地方税関係情報:算出した税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ◎国税関係情報:対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報:算出した住民税税額に基づき、通知及び証明書等の作成を行うために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報:対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録。</p> <p>【滞納情報】 ・識別情報:対象者を特定するために記録。 ・4情報:督促文書及び差押調書を送達するために記録。 ・連絡先(電話番号):電話による催告のために記録。 ・地方税関係情報:滞納市税徴収の根拠として記録。 ・医療保険関係情報:滞納国民健康保険税徴収の根拠として記録。 ・生活保護情報:滞納処分の執行停止(地方税法第15条の7)等に係る判断基準の一つとして、生活保護の開始、廃止に係る情報のみを記録。 ・雇用・労働・年金関係情報:滞納解消に十分な資力を有するか判断するため、また、自主的な納付が見込めない場合に債権差押を執行するための情報として調査したものを記録。 ・その他:徴収業務に不可欠な記録として、消滅時効の到来状況、滞納者の動向、滞納処分等の執行状況に関するものを記録。</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	行政経営部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活支援課、高齢介護課、医療保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者、給与支払報告者、軽自動車検査協会) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村、給与支払報告者) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払報告者) <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eITAX、国税連携)
③入手の時期・頻度	1 識別情報: 随時 2 連絡先等情報: 随時 3 業務関係情報 ・国税関係情報: 随時 ・地方税関係情報: 随時 ・医療保険関係情報: 年1回、1月 ・生活保護・社会福祉関係情報: 年1回、1月 ・介護保険関係情報: 年1回、1月 ・年金関係情報: 毎月1回
④入手に係る妥当性	来年度の適正な時期に市税の賦課決定及び賦課更正であるため、法令等の範囲内で申告等の課税資料を収集する必要がある。また、申告内容等の確認が必要になれば、税務調査により情報収集する必要がある。
⑤本人への明示	・申告書等の提出については、地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、第317条の6の条文に明示されている。 ・本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の第27の項に明示されている。
⑥使用目的 ※	適正な賦課徴収事務遂行のため
変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※
	使用部署 税務課、市民窓口課(支所) 使用者数 [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	税務情報ファイルへ記載することで、地方税の賦課徴収に使用する。 滞納整理業務においては、特定個人情報そのものを取り扱うことはなく、あくまでも特定個人情報に紐付けされた内部番号のみを取り扱う。たとえば賦課部門など、評価実施期間内の他部署から情報の提供を受ける場合においては、滞納整理システム上に特定個人情報は表示されないものとなる予定である。 また、徴税吏員の調査権限(国税徴収法141条等)により、評価実施期間の外部より情報を入手する場合において、その媒体は全て紙による。仮に、当該回答書に特定個人情報が記載されていたとしても、紙媒体による情報の授受であり、また当該特定個人情報をシステムに入力、記録する必要性がないことから、本評価の対象外であるものと思料する。
	情報の突合 ※
	情報の統計分析 ※
権利利益に影響を与え得る決定 ※	市税の賦課決定・更正及び減免処理 市税の還付、充当及び滞納者に対する滞納処分
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		
給与支払報告書及び公的年金支払報告書データパンチ委託		
①委託内容 紙媒体で提出された給報等について、システムに取り込めるようにデータ化する。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	本市に納税義務があり、給与支払報告書及び公的年金支払報告書を提出した者	
その妥当性	電算処理業務のために各種資料の情報を短期間で正確に電子データに変換する必要がある、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法 飯塚市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。		
⑥委託先名 入札による業者選定		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
税証明発行委託		
①委託内容 税関連証明の発行		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者	
その妥当性	税証明発行業務委託において、誤った税証明を発行しないため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	

③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (飯塚市の指定する場所におけるシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	飯塚市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	福岡ソフトウェアセンター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		
税情報システムの運用保守委託		
①委託内容	税情報システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、専門的知識を有する民間事業者に委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (サーバ室内におけるシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	飯塚市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	行政システム九州株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		市税等催告業務委託
①委託内容		市税等の納付勧奨・催告業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市税等滞納整理対象者
	その妥当性	滞納情報確認や折衝記録入力作業等が発生するため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (飯塚市の指定する場所におけるシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		飯塚市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社アイ・シー・アール
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (55) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (19) 件 [] 行っていない
提供先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号別表第2に定める情報照会者 (別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務
③提供する情報	番号法第19条第7号別表第2における市税に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第11号、飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3
②提供先における用途	就学援助認定
③提供する情報	所得・扶養情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	就学者の扶養義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	随時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1号別表第1に定める情報照会者 (別紙2参照)
①法令上の根拠		番号法第9条第1号別表第1
②移転先における用途		番号法第9条第1号別表第1に定める各事務
③移転する情報		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		納税義務者及び課税調査対象者等
⑥移転方法		[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度		随時
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<本市における措置> 特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	地方税法第17条の5に規定 地方税の賦課徴収事務に使用している間保管する。
③消去方法		<本市における措置> ・サーバー上のデータは、削除者等の他業務に影響のないデータについて、システム内で定期的に削除処理を実行する。 ・紙媒体は、文書管理システムで管理された保存年限を経過したものについて、溶解処分を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置> ・削除者等の他業務に影響のないデータについて、システム内で定期的に削除処理を実行する。 <電子申告システム・国税連携システムデータセンターにおける措置> ・削除者等の他業務に影響のないデータについて、システム内で定期的に削除処理を実行する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税

(1) 個人住民税情報ファイル 1 / 5

個人住民税情報ファイル	
No.	項目名
1	利用団体コード
2	賦課年度
3	住民コード
4	履歴番号
5	資料区分
6	資料番号(冊番号)
7	資料番号(番号)
8	資料番号(枝番)
9	無効区分
10	世帯コード
11	台帳番号
12	事業所コード
13	整理番号
14	受給者番号
15	国税通知書番号
16	異動年月日
17	処理区分
18	更正理由区分
19	営業所得等
20	農業所得
21	その他事業所得
22	漁業所得(内数)
23	不動産所得
24	利子(所得税)
25	利子所得
26	配当(所得税)
27	配当所得(控除あり)
28	配当所得(控除なし)
29	特定配当(内数)
30	一般外貨(内数)
31	外貨以外(内数)
32	給与収入
33	専従者給与収入(内数)
34	前職分給与収入(内数)
35	給与特定支出控除
36	給与所得
37	給与収入(一部特徴)
38	給与所得(一部特徴)
39	年金区分
40	年金収入
41	年金所得
42	雑所得(その他)
43	総合譲渡短期所得
44	総合譲渡短期控除
45	総合譲渡長期所得
46	総合譲渡長期控除
47	総合譲渡一時所得
48	総合譲渡一時控除
49	土地等事業雑
50	超短期所得
51	分離譲渡短期一般所得
52	分離譲渡短期一般控除
53	分離譲渡短期特定所得
54	分離譲渡短期特定控除
55	分離譲渡長期一般所得
56	分離譲渡長期一般控除
57	分離譲渡長期優良所得
58	分離譲渡長期優良控除
59	分離譲渡長期特定所得
60	分離譲渡長期特定控除
61	分離譲渡長期居住所得
62	分離譲渡長期居住控除
63	株式譲渡所得(一般分)
64	株式譲渡所得(上場分)
65	株式譲渡控除
66	商品先物取引
67	山林所得
68	山林控除
69	退職所得(所得税)
70	退職所得
71	変動所得前2年分
72	変動所得当年分
73	臨時所得
74	繰越控除純損失総所得
75	繰越控除純損失超短期
76	繰越控除純損失土地
77	繰越控除純損失短期
78	繰越控除純損失長期
79	繰越控除純損失長期居住
80	繰越控除純損失株式譲渡
81	繰越控除純損失先物取引
82	繰越控除純損失山林
83	繰越控除雑損失
84	肉用牛免税所得
85	肉用牛免税以外
86	肉用牛売却価格
87	非課税所得
88	配当割控除額
89	株式譲渡割控除額
90	分離長期一般損失額
91	非課税所得(障害年金)
92	非課税所得(遺族年金)
93	非課税所得(その他)
94	上場株式等の配当所得
95	繰越控除純損失上場配当
96	口蹄疫手当金等
97	配当控除なし(所得税)
98	繰越特定投資株式譲渡
99	特例適用利子等
100	特例適用配当等
101	雑所得(業務)
102	条約適用配当等
103	条約適用利子等
104	公的年金等以外の合計所得金額
105	雑損控除
106	医療費控除
107	社会保険控除
108	小規模共済
109	生命保険区分
110	生命保険料
111	個人年金
112	本人専従者
113	青白区分
114	専従配偶者
115	専従者その他
116	金額(専給控除)
117	本人障害者
118	本人夫有り・未成年
119	本人老年者
120	本人寡婦・寡夫・特寡
121	本人勤労学生
122	配偶者控除区分
123	配特控除区分
124	配偶者所得
125	扶養その他
126	扶養特定
127	扶養老人
128	扶養同居老親
129	扶養普通障害
130	扶養特別障害
131	扶養同居特別障害
132	扶養人数年少
133	平均課税計算区分
134	生活保護区分
135	生活保護開始
136	生活保護終了
137	拡張-扶養1
138	拡張-扶養2
139	徴収区分
140	徴収区分2
141	特徴開始月
142	特徴終了月
143	普徴開始期
144	普徴終了期
145	年金特徴開始月
146	年金特徴終了月
147	特徴仮算フラグ
148	年金保険者用整理番号1
149	特別徴収義務者コード
150	年金コード
151	通知コード
152	処理結果
153	非課税所得区分
154	減免区分

(1) 個人住民税情報ファイル 2 / 5

155	均等割区分	207	寄附金額 5	259	株式譲渡（一般分）県所得割
156	課非区分	208	所得税額（税額控除前）	260	株式譲渡（上場分）課税標準
157	通知書発行区分	209	所得税額（基準）	261	株式譲渡（上場分）市町所得割
158	通知書発行日	210	所得税額（外国税額控除後）	262	株式譲渡（上場分）県所得割
159	法定納期限等	211	源泉税額	263	商品先物取引課税標準
160	他給与区分	212	外国税額限度額	264	商品先物取引市町所得割
161	給報乙欄	213	住宅耐震改修特別控除	265	商品先物取引県所得割
162	給報就退職区分	214	税源移譲経過措置市	266	山林課税標準
163	給報就退職年月日	215	税源移譲経過措置県	267	山林市町所得割
164	損害保険区分	216	住宅借入金等特別税額控除可能額	268	山林県所得割
165	損害保険料	217	住宅借入金等特別税額控除見込額	269	退職課税標準
166	長期損害保険料	218	住宅借入金等の額（1回目）	270	退職市町所得割
167	分離短期一般特例条文	219	住宅借入金等の額（2回目）	271	退職県所得割
168	分離短期特定特例条文	220	投資税額等	272	拡張一課税標準 1
169	分離長期一般特例条文	221	雑損控除（内東日本大震災該当）	273	拡張一市町所得割 1
170	分離長期優良特例条文	222	新生命保険料支払額	274	拡張一県所得割 1
171	分離長期特定特例条文	223	介護医療保険料支払額	275	上場株式等（配当）課税標準
172	分離長期居住特例条文	224	新個人年金保険料支払額	276	上場株式等（配当）市町村所得割
173	拡張一特例条文	225	生命保険料控除額（所得税）の計算値	277	上場株式等（配当）県所得割
174	配偶者特別控除	226	生命保険料控除額（所得税）のパンチデータ入力値	278	特例適用利子等課税標準
175	生命保険控除	227	パンチ年末調整控除額	279	特例適用利子等市町村所得割
176	基礎控除	228	パンチ控除額合計（所得税）	280	特例適用利子等県所得割
177	老年者控除	229	所得金額調整控除	281	特例適用配当等課税標準
178	寡婦・寡夫・特寡控除	230	総所得課税標準	282	特例適用配当等市町村所得割
179	勤労学生控除	231	総所得市町所得割	283	特例適用配当等県所得割
180	本人障害控除	232	総所得県所得割	284	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（全体分）
181	本人特別障害控除	233	土地課税標準	285	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（市町村民税分）
182	配偶者一般控除	234	土地市町所得割	286	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（道府県民税分）
183	配偶者老人控除	235	土地県所得割	287	合計所得金額
184	扶養一般控除	236	超短期課税標準	288	総所得金額等
185	扶養老人控除	237	超短期市町所得割	289	総所得金額
186	扶養同居老人控除	238	超短期県所得割	290	算出調定市町所得割
187	扶養障害控除	239	短期一般課税標準	291	算出調定県所得割
188	扶養特別障害控除	240	短期一般市町所得割	292	特別所得市町所得割
189	扶養同居特別障害控除	241	短期一般県所得割	293	特別所得県所得割
190	扶養特定控除	242	短期特定課税標準	294	税控除市町所得割
191	控除合計	243	短期特定市町所得割	295	税控除県所得割
192	扶養加算金	244	短期特定県所得割	296	外国税控除市町所得割
193	損害保険控除額	245	長期一般課税標準	297	外国税控除県所得割
194	寄付金控除（所得税）	246	長期一般市町所得割	298	寄附金基本控除額市町村
195	控除額合計（所得税）	247	長期一般県所得割	299	寄附金基本控除額県
196	住宅取得控除	248	長期優良課税標準	300	寄附金特例控除額市町村
197	外国税額控除（所得税）	249	長期優良市町所得割	301	寄附金特例控除額県
198	減免（所得税）	250	長期優良県所得割	302	寄附金控除額市町村
199	政党等寄付金	251	長期特定課税標準	303	寄附金控除額県
200	配当控除（所得税）	252	長期特定市町所得割	304	算出合計税市町均等割
201	電子証明書等特別控除（所得税）	253	長期特定県所得割	305	算出合計税市町均等割
202	所得税の課税所得金額	254	長期居住課税標準	306	算出合計税市町所得割
203	寄附金額 1	255	長期居住市町所得割	307	算出合計税県所得割
204	寄附金額 2	256	長期居住県所得割	308	税額調整市町所得割
205	寄附金額 3	257	株式譲渡（一般分）課税標準	309	税額調整県所得割
206	寄附金額 4	258	株式譲渡（一般分）市町所得割	310	所得割減免

(1) 個人住民税情報ファイル 3 / 5

311	均等割減免	363	人的控除差額	415	パンチカナ氏名
312	住宅借入金等特別税額控除市	364	拡張一金額10	416	パンチ生年月日元号
313	住宅借入金等特別税額控除県	365	年金普徴1期(内訳)	417	パンチ生年月日
314	市町配当割控除額	366	年金普徴2期(内訳)	418	パンチ性別
315	県配当割控除額	367	年金普徴3期(内訳)	419	パンチ給与所得
316	未控除分配当割控除額市	368	年金普徴4期(内訳)	420	パンチ配偶者特別控除額
317	未控除分配当割控除額県	369	所得税額(住借控除算出用)	421	パンチ年金収入
318	未控除分配当割控除額	370	口蹄疫手当金等(収入)	422	パンチ源泉税額
319	市町株式譲渡割控除額	371	寄附金申告特別控除額市町村(計算結果)	423	資料エラーDBのエラー番号
320	県株式譲渡割控除額	372	寄附金申告特別控除額県(計算結果)	424	基礎控除(パンチ)
321	未控除分株式譲渡割控除額市	373	肉用牛課税区分	425	所得金額調整控除(パンチ)
322	未控除分株式譲渡割控除額県	374	税源移譲経過措置申告区分	426	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要
323	未控除分株式譲渡割控除額	375	税源移譲経過措置強制適用区分	427	給報摘要欄
324	配株不足額市税	376	年金特徴新規継続区分	428	被扶養者住民コード
325	配株不足額県税	377	当初課税時の均等割優先区分	429	番号
326	配株不足額合計	378	納期特例区分	430	氏名
327	配株充当額合計	379	住宅借入金等特別控除適用数	431	生年月日元号
328	配株還付額合計	380	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	432	生年月日
329	市町差引前所得割	381	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	433	年齢
330	県差引前所得割	382	寡婦非課税区分	434	性別
331	市町差引均等割	383	減免割合	435	続柄
332	県差引均等割	384	医療費特例区分	436	配偶者特別控除区分
333	市町差引所得割	385	特徴事業所コード	437	扶養控除区分
334	県差引所得割	386	普徴充当額	438	障害者区分
335	年税額	387	特徴充当額	439	専従者区分
336	端数市町	388	年金特徴充当額	440	専従給与収入額
337	端数県	389	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日(1回目)	441	家屋敷区分
338	併徴市町所得割	390	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日(2回目)	442	賦課地課税区分
339	併徴県所得割	391	扶養控除制度見直し前の所得税額(税額控除前)	443	継続区分
340	併徴市町均等割	392	扶養控除制度見直し前の市町差引前所得割	444	非課税事由
341	併徴県均等割	393		445	返信区分
342	併徴合計	394	所得税額(復興税含)	446	世帯主コード
343	併徴課税標準	395	合併前利用団体コード	447	カナ氏名
344	併徴配株充当合計	396	更新職員番号	448	住所
345	併徴年特市所得割	397	更新処理年月日	449	方書
346	併徴年特県所得割	398	更新処理時刻	450	賦課地
347	併徴年特市均等割	399	イメージ番号	451	住民区分
348	併徴年特県均等割	400	配当株式(所得税)	452	住民増減異動日
349	併徴年特合計	401	23歳未満扶養親族等	453	住民となった異動日
350	併徴年特配株充当合計	402	株式譲渡特例条文	454	未申告通知区分
351	市町過年度増分所得割	403	個人年金控除	455	経過措置通知区分
352	県過年度増分所得割	404	配偶者特別障害控除	456	申告調査区分
353	市町過年度増分均等割	405	寄付金控除額	457	申告書出力区分
354	県過年度増分均等割	406	所得税額(定率減税前)	458	証明発行区分
355	強制変更フラグ	407	所得税額(定率減税後)	459	別世帯区分
356	所得税金額控除前	408	パンチ年金収入4	460	郵便番号
357	営業収入	409	パンチ源泉税額4	461	自治会コード
358	農業収入	410	拡張製品用コード(国税連携、申告受付)	462	SEQ
359	不動産収入	411	配偶者合計所得区分	463	メモコード
360	国民年金保険料等の金額	412	同一生計配偶者区分	464	メモ内容
361	調整控除後総所得所得割市	413	改正前寡婦区分	465	第294条3項該当区分
362	調整控除後総所得所得割県	414	付設区分	466	住民票登録地住所

(1) 個人住民税情報ファイル 4 / 5

467	住民票登録地方書	519	市町所得割減額	571	算出合計市町均等割
468	備考	520	県所得割減額	572	算出合計県均等割
469	レコード区分	521	市町税額減額	573	特別減税市町
470	都道府県コード	522	県税額減額	574	特別減税県
471	市町村コード	523	年金特徴	575	特別減税後市町所得割
472	通知内容コード	524	配当割控除	576	特別減税後県所得割
473	予備1	525	株式譲渡割控除	577	老年経過措置控除市
474	特別徴収制度コード	526	未控除分株式譲渡控除額	578	老年経過措置控除県
475	作成日	527	市町村差引前所得割	579	オプション44
476	氏名カナ	528	調整控除市	580	みなし事業主報酬
477	シフトコード	529	調整控除県	581	みなし事業主報酬控除
478	氏名漢字	530	新生命保険料	582	みなし事業主報酬所得
479	住所カナ	531	介護保険料	583	みなし課税標準
480	住所漢字	532	新個人年金	584	みなし市町所得割
481	各種区分	533	ワンストップ特例の寄付金額	585	みなし県所得割
482	各種年月日	534	オプション項目	586	みなし過大課税標準
483	端数調整後の支払回数割特別徴収税額『10月定期支払』	535	資格区分	587	みなし過大市町所得割
484	端数調整後の支払回数割特別徴収税額『12月定期支払』	536	294条区分	588	みなし過大県所得割
485	端数調整後の支払回数割特別徴収税額『2月定期支払』	537	311条区分	589	オプション35
486	端数調整後の支払回数割特別徴収税額『4月定期支払』	538	平均課税区分		
487	定額の支払回数割特別徴収税額『6~8月定期支払』	539	4表区分		
488	本徴収額合計	540	5表区分		
489	仮徴収額合計	541	21表区分		
490	特別徴収対象年金の年金額	542	22表区分		
491	停止年月	543	30表区分		
492	年金保険者用整理番号	544	31表区分		
493	特別徴収区分	545	階層市		
494	オプション区分	546	階層県		
495	媒体コード	547	老年者経過フラグ		
496	回付先区分	548	超短期		
497	進捗区分	549	年金控除		
498	配当所得	550	オプション74		
499	証券	551	寡婦控除		
500	特定株式(内数)	552	特別寡婦控除		
501	変動所得前2年分	553	寡夫控除		
502	みなし法人農業所得	554	配偶者特別控除(有)		
503	みなし法人不動産所得	555	配偶者特別控除(無)		
504	みなし法人その他事業所得	556	オプション65		
505	みなし法人医者報酬	557	扶養人数計		
506	みなし法人事業主報酬	558	扶養加算数		
507	みなし法人過大報酬	559	本人その他障害者		
508	みなし法人損失	560	本人特別障害者		
509	みなし法人非課税所得	561	オプション72		
510	資産合算区分	562	商品先物課税標準		
511	資産合算主区分	563	商品先物市町所得割		
512	金額(専給控除)	564	商品先物県所得割		
513	所得税額(定率減税後)	565	みなし法人課税標準		
514	株式譲渡所得	566	みなし法人市町所得割		
515	第30表集計区分	567	みなし法人県所得割		
516	株式課税標準	568	オプション66		
517	株式市町所得割	569	算出合計市町所得割		
518	株式県所得割	570	算出合計県所得割		

(1) 個人住民税情報ファイル 5 / 5

宛名情報		61	災害避難場所コード	123	関連人住民コード
No.	項目名	62	転入前市町村コード	124	関連人郵便番号
1	利用団体コード	63	転入前住所郵便番号	125	関連人住所
2	住民コード	64	転入前住所	126	関連人方書
3	基本情報異動SEQ	65	転入前方書	127	関連人カナ氏名
4	停止フラグ	66	通称現住所コード	128	関連人氏名
5	住民票コード	67	通称本番	129	関連人所属
6	異動業務区分	68	通称枝番	130	関連人肩書
7	異動事由コード	69	通称小枝番	131	Eメールアドレス
8	異動日	70	通称小小枝番	132	通称区分
9	届出日	71	通称住所	133	氏名連動区分
10	一全区分	72	通称方書	134	国籍等
11	住民区分	73	管理コード	135	外国人住民となった異動日
12	産業分類コード	74	新住民コード	136	外国人住民となった届出日
13	増事由コード	75	転出先コード	137	30条45規定区分
14	住民増異動日	76	合併前市町村コード	138	在留期間等
15	住民増届出日	77	住民票異動SEQ	139	在留期間の満了の日
16	減事由コード	78	個人番号	140	在留カード等の番号
17	住民減異動日	79	管轄コード	141	更新処理時刻
18	住民減届出日	80	連番	142	代表住民コード
19	住民となった異動日	81	電話区分	143	同一人物住民コード
20	住民となった届出日	82	市外局番	144	名寄区分
21	帰化日	83	局番	145	事由
22	カナ氏名	84	番号	146	職員番号
23	氏名	85	内線	147	処理日
24	生年月日元号	86	有効期間から	148	処理時間
25	生年月日	87	有効期間まで	149	メモ
26	死亡日元号	88	納付方法コード	150	有効期限
27	死亡日	89	金融機関コード	151	発送番号
28	性別	90	支店名コード	152	発送日
29	続柄	91	預金種別コード	153	帳票区分
30	混合続柄	92	口座番号	154	送付形態区分
31	保護者コード	93	名義人(カナ)	155	送付先区分
32	保護者続柄	94	名義人住民コード	156	宛先住民コード
33	カナ屋号	95	更新職員番号	157	宛先履歴番号
34	屋号	96	更新処理日	158	送付先科目コード
35	世帯コード	97	科目コード	159	送付先納付番号
36	代表者カナ	98	送付先住民コード	160	送付先帳票区分
37	代表者氏名	99	送付先郵便番号	161	送付先履歴SEQ
38	混合世帯主カナ	100	送付先住所	162	返送日
39	混合世帯主名	101	送付先方書	163	返送事由コード
40	世帯内ソートキー	102	送付先カナ氏名	164	返送備考
41	混合世帯内ソートキー	103	送付先氏名	165	結果(処分)区分
42	住定日	104	管理人区分	166	処分日
43	住定届出日	105	管理人住民コード	167	再発送日
44	郵便番号	106	脱退事由コード	168	再発送番号
45	住所区分	107	納付組合コード	169	調査日
46	市町村コード	108	送達区分	170	調査枝番
47	大字コード	109	宛先	171	調査コード
48	本番	110	開始日	172	調査内容
49	枝番	111	閉鎖日	173	調査員
50	小枝番	112	閉鎖事由コード	174	調査所管
51	小小枝番	113	送信拒否開始時間	175	他市照会
52	マンションコード	114	送信拒否終了時間	176	旧氏カナ
53	棟コード	115	外国人登録番号	177	旧氏
54	部屋コード	116	公称カナ	178	法人番号
55	住所	117	公称名		
56	方書	118	併記名		
57	小学校区コード	119	国籍		
58	中学校区コード	120	在留資格		
59	投票区コード	121	在留期間		
60	自治会コード	122	関連人区分		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

固定資産税

(1) 固定資産税情報ファイル 1 / 6

固定資産税情報ファイル		No.	
No.	項目名		
1	削除フラグ	61	特例分子
2	利用団体コード	62	特例分母
3	合併前利用団体コード	63	特例地積
4	一筆コード	64	特例開始年
5	賦課年度	65	特例終了年
6	年度SEQ	66	免除
7	有効年度	67	免除分子
8	有効年度SEQ	68	免除分母
9	義務者コード	69	免除地積
10	異動事由	70	免除開始年
11	異動日	71	免除終了年
12	登記受付日	72	オブション
13	登記原因日	73	法務局連携
14	登記名義人有無	74	画像名称
15	大字	75	農地法転用届出日
16	大字附番	76	農地法転用許可日
17	小字(丁目)	77	農地法区分
18	小字附番	78	代表大字
19	本番	79	代表大字附番
20	本番附番	80	代表小字(丁目)
21	枝番	81	代表小字附番
22	枝番附番	82	代表本番
23	子番	83	代表本番附番
24	子番附番	84	代表枝番
25	孫番	85	代表枝番附番
26	孫番附番	86	代表子番
27	曾番	87	代表子番附番
28	曾番附番	88	代表孫番
29	玄番	89	代表孫番附番
30	玄番附番	90	代表曾番
31	多地目	91	代表曾番附番
32	多評価	92	代表玄番
33	他地番有無	93	代表玄番附番
34	台帳地目	94	代表多地目
35	現況地目	95	代表多評価
36	課税地目	96	画地状況
37	国調地目	97	建物床面積
38	台帳地積	98	延床面積
39	現況地積	99	居住床面積
40	課税地積	100	棟数
41	国調地積	101	住居数
42	証明発行	102	住宅割合
43	評価基準	103	画地総地積
44	宅地比準区分	104	画地総筆数
45	課税計算方法	105	画地小規模地積
46	計算チェック	106	画地一般地積
47	他市町村境界	107	画地非住宅地積
48	軍用地	108	小規模地積
49	固定税率区分	109	一般地積
50	都市税率区分	110	非住宅地積
51	農業用施設用地区分	111	個人非住宅地積
52	用途地域	112	法人非住宅地積
53	メモ有無	113	個人法人
54	市街化	114	前所有者
55	都市計画税	115	更新職員番号
56	課税非課税	116	更新年月日
57	非課税地積	117	更新時刻
58	課税保留	118	近傍台帳地目
59	特例	119	近傍現況地目
60	特例先	120	近傍課税地目
		121	近傍大字
		122	近傍大字附番
		123	近傍小字(丁目)
		124	近傍小字附番
		125	近傍本番
		126	近傍本番附番
		127	近傍枝番
		128	近傍枝番附番
		129	近傍子番
		130	近傍子番附番
		131	近傍孫番
		132	近傍孫番附番
		133	近傍曾番
		134	近傍曾番附番
		135	近傍玄番
		136	近傍玄番附番
		137	近傍多地目
		138	近傍多評価
		139	近傍一筆コード
		140	下落率
		141	小規模下落率
		142	一般下落率
		143	非住宅下落率
		144	個人非住宅下落率
		145	法人非住宅下落率
		146	固定負担水準
		147	固定小規模負担水準
		148	固定一般負担水準
		149	固定非住宅負担水準
		150	固定個人非住宅負担水準
		151	固定法人非住宅負担水準
		152	都市負担水準
		153	都市小規模負担水準
		154	都市一般負担水準
		155	都市非住宅負担水準
		156	都市個人非住宅負担水準
		157	都市法人非住宅負担水準
		158	近傍賦課年度
		159	近傍年度SEQ
		160	登記地目
		161	登記地積
		162	図面番号
		163	評価額
		164	小規模評価額
		165	一般評価額
		166	非住宅評価額
		167	個人非住宅評価額
		168	法人非住宅評価額
		169	固定負担調整率
		170	固定前年課税標準額
		171	固定課税標準額
		172	固定特例後課税標準額
		173	固定減免課税標準額
		174	固定減免税額
		175	固定免除課税標準額
		176	固定免税額
		177	固定小規模負担調整率
		178	固定前年小規模課税標準額
		179	固定小規模課税標準額
		180	固定特例後小規模課税標準額
		181	固定一般負担調整率
		182	固定前年一般課税標準額
		183	固定一般課税標準額
		184	固定特例後一般課税標準額

(1) 固定資産税情報ファイル 2 / 6

185	固定非住宅負担調整率	247	砂防調査地目	309	耕うん農道
186	固定前年非住宅課税標準額	248	砂防調査地積	310	耕うん形状
187	固定非住宅課税標準額	249	砂防対象地積	311	耕うん障害物
188	固定特例後非住宅課税標準額	250	砂防対象率	312	耕うん土性
189	固定個人非住宅負担調整率	251	砂防開始	313	耕うん礫
190	固定前年個人非住宅課税標準額	252	砂防終了	314	耕うん乾湿
191	固定個人非住宅課税標準額	253	比準大字	315	耕うん比準率
192	固定特例後個人非住宅課税標準額	254	比準大字附番	316	災害
193	固定法人非住宅負担調整率	255	比準小字(丁目)	317	災害比準率
194	固定前年法人非住宅課税標準額	256	比準小字附番	318	宅地状況
195	固定法人非住宅課税標準額	257	比準本番	319	宅地間口
196	固定特例後法人非住宅課税標準額	258	比準本番附番	320	宅地奥行
197	都市負担調整率	259	比準枝番	321	宅地奥行比準率
198	都市前年読替後課税標準額	260	比準枝番附番	322	宅地形状
199	都市前年課税標準額	261	比準子番	323	宅地形状比準率
200	都市読替後課税標準額	262	比準子番附番	324	宅地その他比準種
201	都市読替後特例後課税標準額	263	比準孫番	325	宅地その他比準率
202	都市課税標準額	264	比準孫番附番	326	補正率他
203	都市減額課税標準額	265	比準曾番	327	標準地格差
204	都市減額税額	266	比準曾番附番	328	道路幅員
205	都市特例後課税標準額	267	比準玄番	329	支線道路距離
206	都市減免課税標準額	268	比準玄番附番	330	支線標準地格差
207	都市減免税額	269	造成費	331	支線距離補正率
208	都市免除課税標準額	270	形状	332	幹線道路距離
209	都市免除税額	271	評価方法	333	幹線標準地格差
210	都市小規模負担調整率	272	宅地比準判定	334	幹線距離補正率
211	都市前年読替後小規模課税標準額	273	標準地番号	335	不毛地割合
212	都市前年小規模課税標準額	274	標準地補正率	336	不毛地補正率
213	都市読替後小規模課税標準額	275	標準地価格	337	土層深さ
214	都市小規模課税標準額	276	標準地比準率	338	土層補正率
215	都市読替後特例後小規模課税標準額	277	比準率設定判定	339	平地林距離
216	都市特例後小規模課税標準額	278	補正先	340	平地林距離補正率
217	都市一般負担調整率	279	補正種類	341	平地林道路
218	都市前年読替後一般課税標準額	280	補正率	342	平地林道路補正率
219	都市前年一般課税標準額	281	無道路近奥行	343	正面路線用途地域
220	都市読替後一般課税標準額	282	無道路遠奥行	344	正面路線番号
221	都市一般課税標準額	283	無道路通路補正	345	正面路線補正率
222	都市読替後特例後一般課税標準額	284	無道路奥行補正	346	正面路線間口
223	都市特例後一般課税標準額	285	無道路補正率	347	正面路線奥行
224	都市非住宅負担調整率	286	無道路適用率	348	正面路線間口狭小補正率
225	都市前年読替後非住宅課税標準額	287	三角地最小角区分	349	正面路線奥行通減(補正)率
226	都市前年非住宅課税標準額	288	三角地最小角	350	正面路線奥行長大補正率
227	都市読替後非住宅課税標準額	289	三角地角度補正率	351	正面路線奥行短小補正率
228	都市非住宅課税標準額	290	三角地面積最小角	352	正面路線価格
229	都市読替後特例後非住宅課税標準額	291	三角地面積補正率	353	側方路線用途地域
230	都市特例後非住宅課税標準額	292	三角地補正適用率	354	側方路線番号
231	都市個人非住宅負担調整率	293	がけ(崖)地間口	355	側方路線補正率
232	都市前年読替後個人非住宅課税標準額	294	がけ(崖)地奥行	356	側方路線間口
233	都市前年個人非住宅課税標準額	295	がけ(崖)地積	357	側方路線奥行
234	都市読替後個人非住宅課税標準額	296	がけ(崖)割合	358	側方路線奥行通減(補正)率
235	都市個人非住宅課税標準額	297	がけ(崖)補正率	359	側方路線角地
236	都市読替後特例後個人非住宅課税標準額	298	日照の状況	360	側方路線加算率
237	都市特例後個人非住宅課税標準額	299	日照比準率	361	側方路線価格
238	都市法人非住宅負担調整率	300	田面の乾湿	362	二方路線用途地域
239	都市前年読替後法人非住宅課税標準額	301	田面比準率	363	二方路線番号
240	都市前年法人非住宅課税標準額	302	農地の傾斜	364	二方路線補正率
241	都市読替後法人非住宅課税標準額	303	傾斜比準率	365	二方路線間口
242	都市法人非住宅課税標準額	304	保水・排水	366	二方路線奥行
243	都市読替後特例後法人非住宅課税標準額	305	保水排水比準率	367	二方路線奥行通減(補正)率
244	都市特例後法人非住宅課税標準額	306	面積	368	二方路線角地
245	評価年	307	面積比準率	369	二方路線加算率
246	砂防補正	308	耕うんの難易	370	二方路線価格

(1) 固定資産税情報ファイル 3 / 6

371	正面不整形補正区分	433	登記地上階	495	耐用年数
372	正面想定間口	434	登記地下階	496	耐用年数前年中減価残存率
373	正面想定奥行	435	登記高床	497	耐用年数前年減価残存率
374	正面想定地積	436	登記種類	498	耐用年数有効年度
375	正面蔭地割合	437	登記一階床面積	499	資産名称
376	正面不整形補正率	438	登記一階以外床面積	500	取得価格
377	側方不整形補正区分	439	登記合計床面積	501	減少価格
378	側方想定間口	440	登記居住床面積	502	非課税
379	側方想定奥行	441	登記住居数	503	減免
380	側方想定地積	442	棟数除外判定	504	減免分子
381	側方蔭地割合	443	マンションコード	505	減免分母
382	側方不整形補正率	444	非課税面積	506	減免開始年
383	二方不整形補正区分	445	免除面積	507	減免終了年
384	二方想定間口	446	新築軽減適用	508	増加償却判定
385	二方想定奥行	447	新築軽減適用面積	509	増加償却期間
386	二方想定地積	448	新築軽減適用戸数	510	増加償却割合
387	二方蔭地割合	449	新築軽減適用終了年	511	取替法判定
388	二方不整形補正率	450	新築軽減不適用	512	評価の最低限度
389	不整形補正率採用判定	451	新築軽減不適用戸数	513	評価額課税標準額
390	不整形補正率	452	多用途主用途	514	評価額減免税標準額
391	強制入力区分	453	多用途主一階床面積	515	評価額減免税額
392	m ² 価格	454	多用途主一階外床面積	516	評価額免除課税標準額
393	前一筆コード	455	多用途主合計床面積	517	評価額免除税額
394	前賦課年度	456	多用途主評価額	518	帳簿額
395	前年度SEQ	457	多用途従用途	519	帳簿の最低限度
396	前異動事由	458	多用途従一階床面積	520	帳簿額課税標準額
397	後一筆コード	459	多用途従一階外床面積	521	帳簿額減免税標準額
398	後賦課年度	460	多用途従合計床面積	522	帳簿額減免税額
399	後年度SEQ	461	多用途従評価額	523	帳簿額免除課税標準額
400	後異動事由	462	多用途従1用途	524	帳簿額免除税額
401	沿革事由	463	固定新築軽減課税標準額	525	決定判定
402	沿革備考文	464	固定新築軽減税額	526	異動年月日
403	連番	465	構造	527	構築物前年前取得価格
404	異動前	466	用途	528	構築物前年中減少価格
405	異動後	467	評価一階床面積	529	構築物前年中取得価格
406	物件区分	468	評価一階以外床面積	530	構築物非課税資産取得価格
407	物件コード	469	評価合計床面積	531	構築物差引取得額合計価格
408	所在地区分	470	一点単価	532	構築物資産数
409	一棟コード	471	損耗率	533	構築物帳簿価格
410	家屋番号	472	地域率	534	構築物評価価格
411	家屋番号附番	473	利用率	535	構築物決定価格
412	同棟コード	474	その他補正率	536	構築物課税標準額
413	主棟コード	475	当初m ² 評点数	537	構築物特例後課税標準額
414	新增築判定	476	当初再建築費評点数	538	構築物減免税標準額
415	建築日	477	前回m ² 評点数	539	構築物減免税額
416	改築日	478	前回再建築費評点数	540	構築物免除課税標準額
417	現況構造	479	前回経年減点補正率	541	構築物免除税額
418	現況屋根	480	前回理論評価額	542	機械前年前取得価格
419	現況用途	481	前回評価額	543	機械前年中減少価格
420	現況種類	482	今回m ² 評点数	544	機械前年中取得価格
421	現況地上階	483	今回再建築費評点数	545	機械非課税資産取得価格
422	現況地下階	484	今回経年減点補正率	546	機械差引取得額合計価格
423	現況高床	485	今回理論評価額	547	機械資産数
424	評価用途	486	今回評価額	548	機械帳簿価格
425	現況一階床面積	487	一品コード	549	機械評価価格
426	現況一階以外床面積	488	資産コード	550	機械決定価格
427	現況合計床面積	489	処理区分	551	機械課税標準額
428	現況居住床面積	490	申告日	552	機械特例後課税標準額
429	現況住居数	491	種類	553	機械減免税標準額
430	登記構造	492	取得年月	554	機械減免税額
431	登記屋根	493	賦課開始年	555	機械免除課税標準額
432	登記用途	494	数量	556	機械免除税額

(1) 固定資産税情報ファイル 4 / 6

557	船舶前年前取得価格	619	資産計前年中取得価格	681	特別償却又は圧縮記帳
558	船舶前年中減少価格	620	資産計非課税資産取得価格	682	税務会計上の償却方法
559	船舶前年中取得価格	621	資産計差引取得額合計価格	683	青色申告
560	船舶非課税資産取得価格	622	資産計資産数	684	資産の所在地
561	船舶差引取得額合計価格	623	資産計帳簿価格	685	借用資産
562	船舶資産数	624	資産計評価価格	686	貸主の名称等
563	船舶帳簿価格	625	資産計決定価格	687	事業所用家屋の所有区分
564	船舶評価価格	626	資産計課税標準額	688	備考 1
565	船舶決定価格	627	資産計特例後課税標準額	689	備考 2
566	船舶課税標準額	628	資産計減免課税標準額	690	申告書発送区分
567	船舶特例後課税標準額	629	資産計減免税額	691	訂正年月日
568	船舶減免課税標準額	630	資産計免除課税標準額	692	申告書発送日
569	船舶減免税額	631	資産計免除税額	693	申告書督促発送日
570	船舶免除課税標準額	632	大臣決定価格	694	申告書催告発送日
571	船舶免除税額	633	大臣特例後課税標準額	695	課税者コード
572	航空機前年前取得価格	634	大臣減免課税標準額	696	行政基本コード
573	航空機前年中減少価格	635	大臣減免税額	697	構成員コード
574	航空機前年中取得価格	636	大臣課税標準額	698	共有区分
575	航空機非課税資産取得価格	637	知事 3 8 9 決定価格	699	按分区分
576	航空機差引取得額合計価格	638	知事 3 8 9 特例後課税標準額	700	部屋番号
577	航空機資産数	639	知事 3 8 9 減免課税標準額	701	履歴番号
578	航空機帳簿価格	640	知事 3 8 9 減免税額	702	合算区分
579	航空機評価価格	641	知事 3 8 9 課税標準額	703	課税区分
580	航空機決定価格	642	知事 7 4 3 決定価格	704	更正日
581	航空機課税標準額	643	知事 7 4 3 特例後課税標準額	705	更正番号
582	航空機特例後課税標準額	644	知事 7 4 3 減免課税標準額	706	更正期別
583	航空機減免課税標準額	645	知事 7 4 3 減免税額	707	更正事由
584	航空機減免税額	646	知事 7 4 3 課税標準額	708	更正理由
585	航空機免除課税標準額	647	合計決定価格	709	名寄帳ページ数
586	航空機免除税額	648	合計課税標準額	710	名寄帳順 1
587	運搬具前年前取得価格	649	合計特例後課税標準額	711	名寄帳順 2
588	運搬具前年中減少価格	650	合計減免課税標準額	712	田資産数
589	運搬具前年中取得価格	651	合計減免税額	713	田地積
590	運搬具非課税資産取得価格	652	合計免除課税標準額	714	田評価額
591	運搬具差引取得額合計価格	653	合計免除税額	715	田固定課税
592	運搬具資産数	654	前年決定価格	716	田固定特例後課税
593	運搬具帳簿価格	655	前年課税標準額	717	田固定減免課税
594	運搬具評価価格	656	前年特例後課税標準額	718	田固定減免税額
595	運搬具決定価格	657	前年減免課税標準額	719	田固定免除課税
596	運搬具課税標準額	658	前年減免税額	720	田固定免除税額
597	運搬具特例後課税標準額	659	申告書区分	721	田都市課税
598	運搬具減免課税標準額	660	代表者氏名	722	田都市特例後課税
599	運搬具減免税額	661	屋号	723	田都市減免課税
600	運搬具免除課税標準額	662	事業種目	724	田都市減免税額
601	運搬具免除税額	663	事業種目名称	725	田都市減額課税
602	工具前年前取得価格	664	資本金額	726	田都市減額税額
603	工具前年中減少価格	665	事業開始年月	727	田都市免除課税
604	工具前年中取得価格	666	決算期 (自)	728	田都市免除税額
605	工具非課税資産取得価格	667	決算期 (至)	729	畑資産数
606	工具差引取得額合計価格	668	作成理由	730	畑地積
607	工具資産数	669	事業廃止年月日	731	畑評価額
608	工具帳簿価格	670	閉鎖理由	732	畑固定課税
609	工具評価価格	671	応答者所属	733	畑固定特例後課税
610	工具決定価格	672	応答者氏名	734	畑固定減免課税
611	工具課税標準額	673	応答者電話番号	735	畑固定減免税額
612	工具特例後課税標準額	674	税理士氏名	736	畑固定免除課税
613	工具減免課税標準額	675	税理士番号	737	畑固定免除税額
614	工具減免税額	676	税理士電話番号	738	畑都市課税
615	工具免除課税標準額	677	短縮耐用年数	739	畑都市特例後課税
616	工具免除税額	678	増加償却資産	740	畑都市減免課税
617	資産計前年前取得価格	679	非課税該当資産	741	畑都市減免税額
618	資産計前年中減少価格	680	課税標準額の特例	742	畑都市減額課税

(1) 固定資産税情報ファイル 5 / 6

743	畑都市減額税額	805	木造新築軽減課標	867	家屋免税点
744	畑都市免除課標	806	木造新築軽減税額	868	償却免税点
745	畑都市免除税額	807	木造固定減免課標	869	固定資産税課標
746	宅地資産数	808	木造固定減免税額	870	固定資産税率
747	宅地地積	809	木造固定免除課標	871	固定算出税額
748	宅地評価額	810	木造固定免除税額	872	固定人の減免税額
749	宅地固定課標	811	木造都市課標	873	固定減免開始日
750	宅地固定特例後課標	812	木造都市特例後課標	874	固定減免開始期
751	宅地固定減免課標	813	木造都市減免課標	875	固定減免終了日
752	宅地固定減免税額	814	木造都市減免税額	876	固定減免終了期
753	宅地固定免除課標	815	木造都市免除課標	877	固定合計減免税額
754	宅地固定免除税額	816	木造都市免除税額	878	固定免除開始日
755	宅地都市課標	817	非木造資産数	879	固定免除終了日
756	宅地都市特例後課標	818	非木造床面積	880	固定合計免除税額
757	宅地都市減免課標	819	非木造評価額	881	固定区分按分税額
758	宅地都市減免税額	820	非木造固定課標	882	固定共有按分税額
759	宅地都市減額課標	821	非木造固定特例後課標	883	固定確定税額
760	宅地都市減額税額	822	非木造新築軽減課税標準額	884	都市計画税課税標準額
761	宅地都市免除課標	823	非木造新築軽減税額	885	都市計画税率
762	宅地都市免除税額	824	非木造固定減免課税標準額	886	都市算出税額
763	山林資産数	825	非木造固定減免税額	887	都市人の減免税額
764	山林地積	826	非木造固定免除課標	888	都市減免開始日
765	山林評価額	827	非木造固定免除税額	889	都市減免開始期
766	山林固定課標	828	非木造都市課標	890	都市減免終了日
767	山林固定特例後課標	829	非木造都市特例後課標	891	都市減免終了期
768	山林固定減免課標	830	非木造都市減免課標	892	都市合計減免税額
769	山林固定減免税額	831	非木造都市減免税額	893	都市免除開始日
770	山林固定免除課標	832	非木造都市免除課標	894	都市免除終了日
771	山林固定免除税額	833	非木造都市免除税額	895	都市合計免除税額
772	山林都市課標	834	家屋非課税資産数	896	都市区分按分税額
773	山林都市特例後課標	835	家屋非課税床面積	897	都市共有按分税額
774	山林都市減免課標	836	家屋非課税評価額	898	都市確定税額
775	山林都市減免税額	837	家屋合計資産数	899	年税額
776	山林都市減額課標	838	家屋合計床面積	900	期割税額 1
777	山林都市減額税額	839	家屋合計評価額	901	期割税額 2
778	山林都市免除課標	840	家屋合計固定課標	902	期割税額 3
779	山林都市免除税額	841	家屋合計固定特例後課標	903	期割税額 4
780	土地非課税資産数	842	家屋合計新築軽減課税標準額	904	期割税額 5
781	土地非課税地積	843	家屋合計新築軽減税額	905	期割税額 6
782	土地非課税評価額	844	家屋合計固定減免課標	906	期割税額 7
783	土地合計資産数	845	家屋合計固定減免税額	907	期割税額 8
784	土地合計地積	846	家屋合計固定免除課標	908	期割税額 9
785	土地合計評価額	847	家屋合計固定免除税額	909	期割税額 1 0
786	土地合計固定課標	848	家屋合計都市課標	910	期割税額 1 1
787	土地合計固定特例後課標	849	家屋合計都市特例後課標	911	期割税額 1 2
788	土地合計固定減免課標	850	家屋合計都市減免課標	912	期割税額 1 3
789	土地合計固定減免税額	851	家屋合計都市減免税額	913	期割税額 1 4
790	土地合計固定免除課標	852	家屋合計都市免除課標	914	期割税額 1 5
791	土地合計固定免除税額	853	家屋合計都市免除税額		
792	土地合計都市課標	854	償却資産数		
793	土地合計都市特例後課標	855	償却評価額		
794	土地合計都市減免課標	856	償却帳簿価格		
795	土地合計都市減免税額	857	償却課税標準額		
796	土地合計都市減額課標	858	償却特例後課標		
797	土地合計都市減額税額	859	償却減免課標		
798	土地合計都市免除課標	860	償却減免税額		
799	土地合計都市免除税額	861	償却免除課標		
800	木造資産数	862	償却免除税額		
801	木造床面積	863	償却大臣課標		
802	木造評価額	864	償却知事課標		
803	木造固定課標	865	償却合計課標		
804	木造固定特例後課標	866	土地免税点		

(6) 固定資産税情報ファイル 6 / 6

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄せ区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会
		176	旧氏カナ
		177	旧氏
		178	法人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

軽自動車税

(1) 軽自動車税情報ファイル1 / 2

軽自動車税情報ファイル

No.	項目名		
1	利用団体コード	61	無効区分
2	一車コード	62	加算金額
3	賦課年度	63	課税額
4	賦課年度SEQ	64	当初税額
5	義務者コード	65	現年度随期税額
6	所有者コード	66	過年度随期税額
7	使用者コード	67	更正理由コード
8	異動事由コード	68	更正理由
9	異動日	69	備考文
10	届出日	70	対象区分
11	標識記号	71	対象コード
12	標識分類	72	異動SEQ
13	標識符号	73	メモ内容
14	標識SEQ	74	登録日
15	車台番号	75	更新日
16	車名	76	有効期限
17	年式	77	定数大区分
18	型式	78	定数中区分
19	車種	79	定数小区分
20	排気量	80	定数名称
21	馬力	81	内容区分
22	原動機の型式	82	文字定数
23	用途区分	83	数値定数
24	車両区分	84	標識使用区分
25	証明区分	85	受付番号
26	軍区分	86	履歴番号
27	定置場所	87	一車登録状況
28	取得受付番号	88	納税義務者フラグ
29	取得日	89	所有者住民コード
30	取得理由	90	使用者住民コード
31	廃車受付番号	91	様式ID
32	廃車日	92	ファイルバージョン
33	廃車理由	93	手続種別ID
34	プレート回収区分	94	申告区分
35	通常税額	95	取得原因
36	課税区分	96	取得原因(その他)
37	非課税区分	97	申告年月日
38	特例区分	98	メモ欄
39	特例率分子	99	所有者郵便番号
40	特例率分母	100	所有者住所
41	特例控除額	101	所有者氏名(漢字)
42	特例終了年度	102	所有者氏名(フリガナ)
43	減免区分	103	所有者生年月日
44	減免率分子	104	所有者電話番号
45	減免率分母	105	使用者郵便番号
46	減免控除額	106	使用者住所
47	減免終了年度	107	使用者氏名(漢字)
48	加算区分	108	使用者氏名(フリガナ)
49	調定区分	109	使用者生年月日
50	画像ファイル名	110	使用者電話番号
51	オプション1	111	関わる者住所
52	オプション2	112	関わる者氏名(漢字)
53	オプション3	113	関わる者電話番号
54	オプション4	114	車両番号
55	オプション5	115	交付年月日
56	オプション6	116	初度検査年月
57	合併前利用団体コード	117	用途
58	更新職員番号	118	自動車の種別
59	更新処理年月日	119	自家用事業用の別
60	更新処理時刻	120	車体の形状
		121	車体の形状コード
		122	車名コード
		123	乗車定員
		124	最大積載量
		125	車両重量
		126	車両総重量
		127	類別区分番号
		128	長さ
		129	幅
		130	高さ
		131	総排気量又は定格出力
		132	燃料の種類
		133	有効期間満了日
		134	主たる定置場住所
		135	全国地方公共団体コード(主たる定置場)
		136	所有形態
		137	種別割税率特例

(1) 軽自動車税情報ファイル2 / 2

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会
		176	旧氏カナ
		177	旧氏
		178	法人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

収納管理

(1) 収納情報ファイル 1 / 4

収納情報ファイル		61	再通知日	123	充当先賦課年度
No.	項目名	62	還付請求日	124	充当先事業年度
1	利用団体コード	63	還付通知発行フラグ	125	充当先科目コード
2	住民コード	64	還付加算金	126	充当先調定区分
3	納付書番号	65	還付加算金還付額	127	充当先申告区分
4	会計年度	66	支出決定日	128	充当先期別
5	賦課年度	67	支払日	129	充当適状日
6	事業年度	68	支払区分	130	充当申出日
7	調定区分	69	還付者種別コード	131	充当日
8	申告区分	70	還付先住民コード	132	充当調定額
9	期別	71	金融機関コード	133	充当加算金
10	収納管理番号	72	本支店コード	134	充当督促料
11	調定額	73	預金種別コード	135	充当延滞金
12	調定加算金	74	口座番号	136	充当加算調定額
13	調定督促手数料	75	名義人	137	充当加算加算金
14	調定延滞金	76	特記事項	138	充当加算督促料
15	加算金区分	77	特徴個人還付有無区分	139	充当加算延滞金
16	納期限	78	特徴個人還付元整理番号	140	仮消込整理番号
17	法定納期限等	79	特徴個人還付住民コード	141	済通番号
18	指定納期限	80	無効区分	142	更正日
19	延長納期限	81	過誤納調定額	143	抽出日
20	変更納期限	82	過誤納加算金	144	仮消込み区分
21	備考	83	過誤納督促料	145	更新フラグ
22	申告日	84	過誤納延滞金	146	収入督促
23	事業年度終了	85	還付調定額	147	収入退職分離
24	異動事由	86	還付督促料	148	科目コード
25	異動日	87	還付延滞金	149	履歴 S E Q
26	異動回数	88	還付加算調定額	150	メモ内容
27	収入額	89	還付加算加算金	151	登録日
28	収入加算金	90	還付加算督促料	152	更新日
29	収入督促手数料	91	還付加算延滞金	153	有効期限
30	収入延滞金	92	計算始期	154	合併前利用団体コード
31	収入区分	93	計算終期	155	更新職員番号
32	納付区分	94	除算始期	156	更新処理年月日
33	納付日	95	除算終期	157	収入振替整理番号
34	日計日	96	加算日数	158	振替区分
35	簿冊番号	97	過誤納発生時調定額	159	振替 S E Q
36	収納オプション	98	過誤納発生時加算金	160	振替日
37	決算フラグ	99	過誤納発生時督促料	161	調定年度
38	完納フラグ	100	過誤納発生時延滞金	162	事業年度開始
39	最新時効中断事由	101	年金還付	163	チェック C D
40	最新時効中断日	102	調定内訳額	164	OCR I D
41	前回時効中断事由	103	個人還付住民	165	金融機関
42	前回時効中断日	104	個人還付調定額	166	支店
43	不納欠損事由	105	個人還付加算金	167	入力 S E Q
44	不納欠損日	106	個人還付督促料	168	口座振替整理番号
45	督促発送日	107	個人還付延滞金	169	納付方法
46	催告発送日	108	個人還付加算調定額	170	ソート用科目コード
47	更新処理時刻	109	個人還付加算加算金	171	グループ I D
48	調定履歴 S E Q	110	個人還付加算督促料	172	媒体区分
49	収入履歴 S E Q	111	個人還付加算延滞金	173	種別コード
50	交付報奨金	112	個人計算始期	174	コード区分
51	過誤納整理番号	113	個人計算終期	175	委託者コード
52	充当 S E Q	114	個人除算始期	176	委託者名
53	還付区分	115	個人除算終期	177	取引金融機関コード
54	還付件数	116	個人納付日	178	取引金融機関カナ名
55	充当件数	117	個人加算日数	179	取引支店コード
56	過誤納事由	118	充当先利用団体コード	180	取引支店カナ名
57	発生日	119	充当先住民コード	181	取引預金種別
58	還付加算金区分	120	充当先納付書番号	182	取引口座番号
59	通知区分	121	充当先会計年度	183	金融機関カナ名
60	通知日	122	充当先調定年度	184	本支店カナ名

(1) 収納情報ファイル 2 / 4

185	預金種別	247	支払可能期限	309	決済年月日
186	口座名義人	248	納付情報管理登録日時	310	MPN通信サーバ登録年月日
187	振替額	249	納付情報作成日時	311	拡張予備領域0 2
188	口座振替結果コード	250	MPN登録日時	312	チャンネル区分2
189	再振替フラグ	251	内訳情報個数	313	登録区分
190	抹消フラグ	252	法人番号	314	共通納税機関コード
191	媒体作成済フラグ	253	特定キー1	315	案件特定キー
192	消込み済フラグ	254	特定キー2	316	税目・料金番号
193	停止SEQ	255	特定キー予備	317	管理番号
194	滞納整理番号	256	総括納付情報納付区分	318	公開開始日
195	時効停止事由	257	総括納付情報確認番号	319	課税年度
196	時効停止開始日	258	納付情報件数	320	指定期限
197	時効停止終了日	259	納付額コード	321	支払期限（公開終了日）
198	領収額	260	納付額区分	322	延滞金自動計算フラグ
199	督促手数料	261	納付額名	323	延滞金免除等区分1
200	延滞金	262	金額	324	延滞金免除等期間1（自）
201	前納報奨金	263	ファイル種別	325	延滞金免除等期間1（至）
202	累積連番	264	収納団体コード	326	延滞金免除等区分2
203	レコード区分	265	ファイル作成年月日	327	延滞金免除等期間2（自）
204	データ作成日	266	ファイル作成時刻	328	延滞金免除等期間2（至）
205	小売業企業コード	267	決済単位年月日	329	未納額
206	CNS申請コード	268	合計金額	330	過少申告加算金額
207	利用企業コード	269	履歴番号	331	不申告加算金額
208	税目コード	270	レスポンスコード	332	重加算金額
209	収納受付区分	271	納付金区分	333	各種手数料額
210	データ種	272	氏名カナ	334	納付額
211	予備	273	氏名漢字	335	納税者ID
212	データ識別	274	今回請求金額合計	336	関連ID区分
213	収納日付	275	請求本体金額	337	関連ID
214	収納時分	276	請求固定延滞金額	338	利用者向け確認用表示情報
215	バーコード	277	延滞金随時計算フラグ	339	還付済データ等への補記情報
216	収納店舗コード	278	納付情報変更年月日	340	納付可否区分
217	支払い予定日	279	延滞金計算開始年月日	341	口座振替区分
218	収納店舗名	280	延滞金表示区分	342	口座種別コード
219	消込みフラグ	281	納付内容カナ	343	記号
220	処理SEQ	282	納付内容漢字	344	番号
221	収納団体番号	283	手数料負担区分	345	納付書情報登録依頼連番
222	納付番号	284	地公体任意情報	346	納付書情報登録不可事由区分
223	確認番号	285	納付方式	347	納付書情報登録不可事由
224	地方公共団体コード	286	拡張予備領域0 1	348	拡張予備領域1
225	納税者ID	287	今回支払金額合計累積	349	拡張予備領域2
226	取得区分	288	今回支払金額合計	350	アップロード連携状況
227	発行依頼受信日時	289	支払納付額	351	アップロード連携日
228	税務事務所コード	290	支払延滞金額	352	納付書作成職員番号
229	所属コード	291	支払消費税	353	納付書作成日
230	手続ID（電子納税）	292	領収区分	354	納付書作成時刻
231	申告区分（eLTAX）	293	支払方法	355	納付書作成区分
232	税目区分（電子納税）	294	チャンネル区分	356	発行システム区分
233	見込みなし納付区分	295	入力区分	357	納付書引抜区分
234	期別（自）	296	印紙税額	358	発送番号
235	期別（至）	297	他店券金額	359	宛先一意番号
236	申告受付番号	298	入金年月日	360	宛先内番号
237	申告受付日	299	納付年月日	361	オプション1
238	申告受付日時	300	MPN処理年月日	362	オプション2
239	利用者ID	301	MPN処理時刻	363	オプション3
240	納付者名フリガナ	302	MPN処理通番	364	オプション4
241	納付者名	303	仕向センタコード	365	オプション5
242	納付者住所	304	店舗コード	366	オプション日付1
243	本税等合計額	305	仕向処理年月日	367	オプション日付2
244	延滞金合計額	306	仕向処理時刻	368	オプション日付3
245	収納団体名	307	仕向処理通番	369	オプション日付4
246	支払内容	308	消込結果区分	370	オプション日付5

(1) 収納情報ファイル 3 / 4

371	オプション金額1
372	オプション金額2
373	オプション金額3
374	オプション金額4
375	オプション金額5
376	管理区分
377	全期前納期別内訳期別
378	全期前納期別内訳調定額
379	全期前納期別内訳調定加算金
380	全期前納期別内訳調定督促手数料
381	全期前納期別内訳調定延滞金
382	依頼案件特定キー
383	依頼確認番号

(1) 収納情報ファイル 4 / 4

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会
		176	旧氏カナ
		177	旧氏
		178	法人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

滞納情報

(1) 収納情報ファイル 1 / 4

収納情報ファイル	
No.	項目名
1	利用団体コード
2	住民コード
3	納付書番号
4	会計年度
5	賦課年度
6	事業年度
7	調定区分
8	申告区分
9	期別
10	収納管理番号
11	調定額
12	調定加算金
13	調定督促手数料
14	調定延滞金
15	加算金区分
16	納期限
17	法定納期限等
18	指定納期限
19	延長納期限
20	変更納期限
21	備考
22	申告日
23	事業年度終了
24	異動事由
25	異動日
26	異動回数
27	収入額
28	収入加算金
29	収入督促手数料
30	収入延滞金
31	収入区分
32	納付区分
33	納付日
34	日計日
35	簿冊番号
36	収納オプション
37	決算フラグ
38	完納フラグ
39	最新時効中断事由
40	最新時効中断日
41	前回時効中断事由
42	前回時効中断日
43	不納欠損事由
44	不納欠損日
45	督促発送日
46	催告発送日
47	更新処理時刻
48	調定履歴SEQ
49	収入履歴SEQ
50	交付報奨金
51	過誤納整理番号
52	充当SEQ
53	還付区分
54	還付件数
55	充当件数
56	過誤納事由
57	発生日
58	還付加算金区分
59	通知区分
60	通知日
61	再通知日
62	還付請求日
63	還付通知発行フラグ
64	還付加算金
65	還付加算金還付額
66	支出決定日
67	支払日
68	支払区分
69	還付者種別コード
70	還付先住民コード
71	金融機関コード
72	本支店コード
73	預金種別コード
74	口座番号
75	名義人
76	特記事項
77	特徴個人還付有無区分
78	特徴個人還付元整理番号
79	特徴個人還付住民コード
80	無効区分
81	過誤納調定額
82	過誤納加算金
83	過誤納督促料
84	過誤納延滞金
85	還付調定額
86	還付督促料
87	還付延滞金
88	還付加算調定額
89	還付加算加算金
90	還付加算督促料
91	還付加算延滞金
92	計算始期
93	計算終期
94	除算始期
95	除算終期
96	加算日数
97	過誤納発生時調定額
98	過誤納発生時加算金
99	過誤納発生時督促料
100	過誤納発生時延滞金
101	年金還付
102	調定内訳額
103	個人還付住民
104	個人還付調定額
105	個人還付加算金
106	個人還付督促料
107	個人還付延滞金
108	個人還付加算調定額
109	個人還付加算加算金
110	個人還付加算督促料
111	個人還付加算延滞金
112	個人計算始期
113	個人計算終期
114	個人除算始期
115	個人除算終期
116	個人納付日
117	個人加算日数
118	充当先利用団体コード
119	充当先住民コード
120	充当先納付書番号
121	充当先会計年度
122	充当先調定年度
123	充当先賦課年度
124	充当先事業年度
125	充当先科目コード
126	充当先調定区分
127	充当先申告区分
128	充当先期別
129	充当適日
130	充当申出日
131	充当日
132	充当調定額
133	充当加算金
134	充当督促料
135	充当延滞金
136	充当加算調定額
137	充当加算加算金
138	充当加算督促料
139	充当加算延滞金
140	仮消込整理番号
141	済通番号
142	更正日
143	抽出日
144	仮消込み区分
145	更新フラグ
146	収入督促
147	収入退職分離
148	科目コード
149	履歴SEQ
150	メモ内容
151	登録日
152	更新日
153	有効期限
154	合併前利用団体コード
155	更新職員番号
156	更新処理年月日
157	収入振替整理番号
158	振替区分
159	振替SEQ
160	振替日
161	調定年度
162	事業年度開始
163	チェックCD
164	OCRID
165	金融機関
166	支店
167	入力SEQ
168	口座振替整理番号
169	納付方法
170	ソート用科目コード
171	グループID
172	媒体区分
173	種別コード
174	コード区分
175	委託者コード
176	委託者名
177	取引金融機関コード
178	取引金融機関カナ名
179	取引支店コード
180	取引支店カナ名
181	取引預金種別
182	取引口座番号
183	金融機関カナ名
184	本支店カナ名

(1) 収納情報ファイル 2 / 4

185	預金種別	247	支払可能期限	309	決済年月日
186	口座名義人	248	納付情報管理登録日時	310	MPN通信サーバ登録年月日
187	振替額	249	納付情報作成日時	311	拡張予備領域0 2
188	口座振替結果コード	250	MPN登録日時	312	チャンネル区分2
189	再振替フラグ	251	内訳情報個数	313	登録区分
190	抹消フラグ	252	法人番号	314	共通納税機関コード
191	媒体作成済フラグ	253	特定キー1	315	案件特定キー
192	消込み済フラグ	254	特定キー2	316	税目・料金番号
193	停止SEQ	255	特定キー予備	317	管理番号
194	滞納整理番号	256	総括納付情報納付区分	318	公開開始日
195	時効停止事由	257	総括納付情報確認番号	319	課税年度
196	時効停止開始日	258	納付情報件数	320	指定期限
197	時効停止終了日	259	納付額コード	321	支払期限（公開終了日）
198	領収額	260	納付額区分	322	延滞金自動計算フラグ
199	督促手数料	261	納付額名	323	延滞金免除等区分1
200	延滞金	262	金額	324	延滞金免除等期間1（自）
201	前納報奨金	263	ファイル種別	325	延滞金免除等期間1（至）
202	累積連番	264	収納団体コード	326	延滞金免除等区分2
203	レコード区分	265	ファイル作成年月日	327	延滞金免除等期間2（自）
204	データ作成日	266	ファイル作成時刻	328	延滞金免除等期間2（至）
205	小売業企業コード	267	決済単位年月日	329	未納額
206	CNS申請コード	268	合計金額	330	過少申告加算金額
207	利用企業コード	269	履歴番号	331	不申告加算金額
208	税目コード	270	レスポンスコード	332	重加算金額
209	収納受付区分	271	納付金区分	333	各種手数料額
210	データ種	272	氏名カナ	334	納付額
211	予備	273	氏名漢字	335	納税者ID
212	データ識別	274	今回請求金額合計	336	関連ID区分
213	収納日付	275	請求本体金額	337	関連ID
214	収納時分	276	請求固定延滞金額	338	利用者向け確認用表示情報
215	バーコード	277	延滞金随時計算フラグ	339	還付済データ等への補記情報
216	収納店舗コード	278	納付情報変更年月日	340	納付可否区分
217	支払い予定日	279	延滞金計算開始年月日	341	口座振替区分
218	収納店舗名	280	延滞金表示区分	342	口座種別コード
219	消込みフラグ	281	納付内容カナ	343	記号
220	処理SEQ	282	納付内容漢字	344	番号
221	収納団体番号	283	手数料負担区分	345	納付書情報登録依頼連番
222	納付番号	284	地公体任意情報	346	納付書情報登録不可事由区分
223	確認番号	285	納付方式	347	納付書情報登録不可事由
224	地方公共団体コード	286	拡張予備領域0 1	348	拡張予備領域1
225	納税者ID	287	今回支払金額合計累積	349	拡張予備領域2
226	取得区分	288	今回支払金額合計	350	アップロード連携状況
227	発行依頼受信日時	289	支払納付額	351	アップロード連携日
228	税務事務所コード	290	支払延滞金額	352	納付書作成職員番号
229	所属コード	291	支払消費税	353	納付書作成日
230	手続ID（電子納税）	292	領収区分	354	納付書作成時刻
231	申告区分（eLTAX）	293	支払方法	355	納付書作成区分
232	税目区分（電子納税）	294	チャンネル区分	356	発行システム区分
233	見込みなし納付区分	295	入力区分	357	納付書引抜区分
234	期別（自）	296	印紙税額	358	発送番号
235	期別（至）	297	他店券金額	359	宛先一意番号
236	申告受付番号	298	入金年月日	360	宛先内番号
237	申告受付日	299	納付年月日	361	オプション1
238	申告受付日時	300	MPN処理年月日	362	オプション2
239	利用者ID	301	MPN処理時刻	363	オプション3
240	納付者名フリガナ	302	MPN処理通番	364	オプション4
241	納付者名	303	仕向センタコード	365	オプション5
242	納付者住所	304	店舗コード	366	オプション日付1
243	本税等合計額	305	仕向処理年月日	367	オプション日付2
244	延滞金合計額	306	仕向処理時刻	368	オプション日付3
245	収納団体名	307	仕向処理通番	369	オプション日付4
246	支払内容	308	消込結果区分	370	オプション日付5

(1) 収納情報ファイル 3 / 4

371	オプション金額1
372	オプション金額2
373	オプション金額3
374	オプション金額4
375	オプション金額5
376	管理区分
377	全期前納期別内訳期別
378	全期前納期別内訳調定額
379	全期前納期別内訳調定加算金
380	全期前納期別内訳調定督促手数料
381	全期前納期別内訳調定延滞金
382	依頼案件特定キー
383	依頼確認番号

(1) 収納情報ファイル 4 / 4

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄せ区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会
		176	旧氏カナ
		177	旧氏
		178	法人番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人からの入手に際しては、本人確認書類の確認を厳格に執り行う。市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手、eLTAX・国税連携等を通じて提出された課税資料等の個人番号及び基本4情報については、本市マスタとの突合処理を実施して個人特定する。その際、本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合は速やかに該当の市区町村に回送する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報記載となるようにする。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。 ・他業務参照用の税情報画面は、業務に必要な情報のみを表示するよう制限している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの入手においては、賦課資料となる旨を説明したうえで入手することとしている。 ・電子データによる入手においては、国税連携及び電子申告の専用回線を介しており、詐取・奪取が行われることはない。 ・システムを利用する職員を特定し、ユーザIDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後はそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、個人番号カード又は運転免許証等、本人確認書類による本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類(身分証明書等)の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。真正性に疑義がある場合は、既に登録された宛名情報の基本4情報と比較することで確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	上記のとおり、入手の各段階で本人確認を行うほか、職員が収集した情報に基づいて、適宜、職種で修正することで、正確性を確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム及び電子申告・年金特徴システムの専用回線を介して入手しており、入手した電子データは、速やかに税情報システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。 ・申告書類等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、施錠可能な執務室内外の書庫に保管し、鍵は予め定めた管理者が保管する。 4 市税総合情報システムは、市内部の専用回線で接続されており、インターネットと直接接続していない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務総合システムには、税務に関係のない情報を保有しない。 ・庁内の他のシステムからアクセスできないよう、適切なアクセス制限を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する予定である。 ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができない。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【発行管理】 ・あらかじめ定められたアクセス権限と業務の一覧表に基づき、必要なアクセス権限のみ申請している。 ・申請に対して、システム管理者が一覧表に基づき、業務に必要な職員にのみユーザーIDを発行している。 【失効管理】 ・権限を有していた職員の異動退職等が発生した際は、速やかにシステム管理者に申請を行い、当該ユーザーIDの失効を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	人事異動等の際に利用者の属する所属長決裁の上、情報管理部署へ申請する。その後、管理部署の所属長決裁の上で、アクセス権限を付与する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録している。

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワークに接続する際には、端末認証を実施し外部から持ち込んだ端末のネットワーク接続は不可としている。 ・システム操作の際には、ICカード認証とパスワード入力による認証を二重に実施している。 ・端末はスクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は、再度パスワードの入力が必要となる。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・外部記憶媒体にアクセス可能な端末を制限し、また、アクセスを許可した端末においても出力ログを取るなどして安易に情報を持ち出せない仕組みを構築している。 ・従来の個人情報ファイルへのアクセスログと、特定個人情報ファイルへのアクセスログを明確に区別して記録する。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・職員に対しては、情報セキュリティに関する研修を行っている。 ・委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>ファイルが不正に複製されないようにするため、特定個人情報を取り扱う端末については、下記のとおり措置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。 ・システムの利用端末の設定を行い、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を講ずる体制を整備していることを契約要件としているほか、契約締結時に管理責任者及び業務従事者の報告を義務付けるとともに、個人情報及び情報資産の保護に関する誓約書を提出させて確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザID／パスワードにより認証している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から第三者への特定個人情報の提供、ならびに当該情報の外部持ち出しを認めないことを契約書に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密保持に関して、管理責任者及び業務従事者から誓約書を徴収している。 提供するデータの目的外利用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。 委託先での個人情報の取扱いについて、必要に応じ委託者が監査及び検査を実施できる旨を契約書に明記している。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業務終了時の個人情報の返還又は廃棄に関する事項を契約書へ明記している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報を含むすべてのデータに対して、以下のことを契約書に明記している。 <ul style="list-style-type: none"> 業務上知り得た情報を善管注意義務をもって秘密に保持しなければならない。 業務上知り得た情報を契約の目的以外の目的に使用し、または許可なく第三者に提供してはならない。 業務上知り得た情報を契約の目的に必要な範囲外では、許可なく複製してはならない。 業務上知り得た情報(複製物を含む)について、契約の目的が終了した場合、または市から要求した場合には、速やかに破棄または返還しなければならない。 契約に違反することにより損害を被った場合、損害賠償を委託先に求めることができる。 その他本市の情報セキュリティポリシーの遵守、運用に携わる要員に対するセキュリティ教育、セキュリティの遵守状況の定期的な報告を規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	業務の処理において、第三者への一括委任または一括下請負を禁止している。 業務の一部を再委託する場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	システム利用における操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転先から「情報利用承認願」「照会書」「調査依頼書」等を提出させ、提供・移転元である行政経営部税務課がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ提供・移転を許可する。		
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、許可されたUSBメモリ等のみ書き出しを許可している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、また、情報照会・情報提供記録をシステム内保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 ・庁外への特定個人情報の提供については、番号法関係法令で定められた提供先に定められた事項についてのみ実施することとし、事前に提供に関する文書を交わすこととしている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法上認められる提供・移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・USBメモリ等の外部記憶媒体にアクセス可能な端末を制限し、安易に特定個人情報の提供・移転が行われない仕組みを構築している。

・特定個人情報を外部記憶媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえで移転を行う。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><既存税情報システムにおける措置></p> <p>庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をシステムに保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><既存税情報システムに関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><本市における措置></p> <p>情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムと直接接続できない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><本市における措置> サーバー等は、データセンターに設置しており、設置場所への入室はセキュリティゲートや生体認証装置、監視カメラなどによる厳重なセキュリティ管理を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><本市における措置> ①サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ③外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ④内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号についても生存者の個人番号と同様の方法で保管している。

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存住民基本台帳システムとの連携により最新化している。 課税情報は申告・届出等の都度、更新している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子媒体は、保存期限到達後にシステムでバッチ処理により消去している。 申告書等については、文書管理規程に基づく保管及び廃棄を行う。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><本市における措置> 年1回、自己点検チェックリストを対象課に提出させ、当該チェックリストに基づき職員の自己点検項目における遵守状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><本市における措置> 特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、年1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、翌年フォローアップを実施し改善を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><本市における措置> ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修や担当課を対象とした特定個人情報セキュリティ研修をを毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象としたセキュリティ研修を毎年実施している。 ・職員の知識の向上を目的とした情報リテラシー研修を毎年度おこない、職員のレベルアップを図っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課 電話番号:0948-22-5500 住所:飯塚市新立岩5番5号
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。
特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし、情報の写しを交付する場合は、写しの作成及び送付に要する実費を徴収する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	税情報ファイル
公表場所	本庁舎1階 情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	行政経営部 税務課 電話番号:0948-22-5500 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号
②対応方法	対応の受付日時及びその対応等について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	対象事案についてパブリック・コメント手続を実施する旨を市ホームページにおいて周知する。意見は郵便、ファクシミリ、電子申請、情報管理課への持参および本庁情報公開コーナーや各支所に設置している意見箱への投函にて受け付ける。
②実施日・期間	令和5年3月28日～令和5年4月28日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	特になし
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年5月24日・6月7日
②方法	飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例第19条第3号の規定に基づく個人情報保護審査会への諮問の方法による。
③結果	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価が適切に行われているものと認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務【情報提供】

項	情報照会者	事 務	特定個人情報
1	1 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、であって主務省令で定めるもの
2	2 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
3	3 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
4	4 厚生労働大臣	船員保健法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
5	6 全国健康保険協会	船員保健法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保健法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
6	8 都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
7	9 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
8	11 市長村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの手提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
9	16 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
10	18 市長村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
11	23 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
12	26 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
13	27 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

14	28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
15	29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
16	31	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
17	34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
18	35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
19	37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
20	39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
21	40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
22	42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
23	48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
24	54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
25	57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
26	58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

27	59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
28	61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
30	63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
32	65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
33	66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
34	67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
35	70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
36	71	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
37	74	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
38	80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
39	84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
40	87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

41	91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
42	92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
43	94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
44	97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
45	101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
46	102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
47	103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
48	107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

49	108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
50	113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
51	114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
52	115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
53	116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
54	117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
55	120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙2)番号法第9条第1号別表第1に定める事務【情報移転】庁内提供

	別表 第1 項番	情報照会課	事 務
1	8	社会・障がい者 福祉課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの手提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	9	保育課	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	10	健幸保健課	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	15	生活支援課	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	16	医療保険課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	19	住宅課	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	30	医療保険課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	35	住宅課	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	37	子育て支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	41	高齢介護課	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	44	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	45	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	47	子育て支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	49	医療保険課	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	56	子育て支援課	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

16	63	社会・障がい者福祉課	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	68	高齢介護課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	84	社会・障がい者福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	94	保育課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの